

< 厚生労働大臣が定める揭示事項 >

2025.1.6

個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を推進していく観点から、平成22年4月1日より領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行します。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

一般名処方加算

現在、一部の医薬品について十分な供給が困難な状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなる場合があります。一般名処方について、ご不明な点がありましたら当院職員までご相談ください。

医療情報取得加算

当院はマイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整備しています。マイナンバーカードの利用と問診票等により診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合は、200点を算定します

コンタクトレンズの診療を行う医師：川村洋行

眼科診療経験：厚生労働省の施設基準に定める経験を有しています

※ 厚生労働省が定める疾病の治療または眼鏡処方の場合は、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査で算定する場合があります。

黄斑局所網膜電図および全視野精密網膜電図

黄斑局所網膜電図および全視野精密網膜電図検査の届出を厚生局に行っており、当該検査を行うに十分な機器・体制を有しています。

外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）および（Ⅱ）

厚生労働大臣が定めた医療従事者の人材確保を測る体制に関し、施設基準を満たし厚生局に届出しています。厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、それに係る診療報酬点数を算定しています。